

投資事業評価調書（継続）

部課室名	県土整備部土木局 港湾課	記入責任者職氏名 (担当者氏名)	港湾課長 芝原 平 (平井 住夫)	内線	4 4 4 0 (4 4 5 2)
------	-----------------	---------------------	----------------------	----	------------------------

事業種目	海岸事業	事業名	事業区間	総事業費 (内用地補償費)	約14億円 (-)
		高潮対策事業	姫路港海岸		
所在地			事業採択年度	現地着工年度	完成予定年度
姫路市 大江島			H 6	H 6	H 1 6
事業目的			事業内容		
当海岸は、昭和40年の23号台風により甚大な被害を受け、災害復旧事業及び海岸事業により整備を進めてきたところである。しかし当該地区の護岸は、昭和40年代に築造された矢板護岸であり、築造されて30年が経過していることから、老朽化が激しい。このため、護岸前面に鋼矢板等を打設し、護岸の補強を行うものである。			護岸補強 930 m		
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸補強工事930mのうち870mが平成15年度末までに完成予定である。 ・引き続き、残区間の整備をおこなう。 ・当事業は、概ね事業計画どおり進捗している。 				
評価視点	評価結果の説明				
(1)必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当地区の背後には工場や住宅が密集している、また、国道250号や公共交通機関である山陽電鉄が位置しており、施設の機能が損なわれた場合、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。本事業を実施することにより、未然に高潮災害を防止でき、住民の"安全"と"安心"が確保できる。 ・当施設の防護区域には経済活動の拠点となる工場や商店等の施設が多数あるため、高潮時の浸水被害が防止できることにより、経済活動の停滞を未然に防止できる。 ・既設護岸は老朽化が著しく、背後水叩き部が沈下するとともに、目地部が開いているため、水叩き部を歩く上で、支障をきたしている。当施設を整備することにより、管理用通路としての安全性が確保できる。また、付近住民が安心して散策できるようになり、護岸の親水性向上が期待できる。 				
安全・安心					
地域の活性化					
快適性・ゆとり	<ul style="list-style-type: none"> ・既設護岸は老朽化が著しく、背後水叩き部が沈下するとともに、目地部が開いているため、水叩き部を歩く上で、支障をきたしている。当施設を整備することにより、管理用通路としての安全性が確保できる。また、付近住民が安心して散策できるようになり、護岸の親水性向上が期待できる。 				
(2)有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・費用便益費 B / C = 9 . 1 				
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・残事業区間を整備し、全施設が完成することによって、高潮対策の効果が発揮される。 ・所定の耐震性能が確保されることから、今後想定される地震に対しても、施設の安全性が確保できる。 				
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施に当たり、地元住民から協力を得られているため、今後とも円滑な執行環境が整っている。 				
(3)環境適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業は、既存施設を生かした護岸補強であり、環境や景観に与える影響は少ない。また、鋼矢板打設には超低騒音振動型の機種を採用するとともに騒音・振動等の環境監視を徹底し工事中も良好な生活環境の確保を図る。 				
(4)優先性	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に事業完成を図ることによって、早期の防災機能が発揮出来、地域住民の"安全"と"安心"、さらには地域の経済活動の発展にも寄与する。 ・また、未完成部分が整備されると、一連で施設の耐震性が確保できるため、早期に工事完成を図る必要がある。 				
再評価結果	継続妥当	左の理由	上記理由により継続が妥当である。		